

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		老人居宅生活支援事業等を行う者に対する事業の制限又は停止命令
根拠条例・規則名		老人福祉法
条 項		第 18 条 の 2 第 2 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話 : 048-829-1265)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき ・老人居宅生活支援事業等に関し不当に営利を図り、若しくはその事業を利用する者の処遇につき不当な行為をしたとき 上記の場合に、事業の制限又は停止を命じる
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		